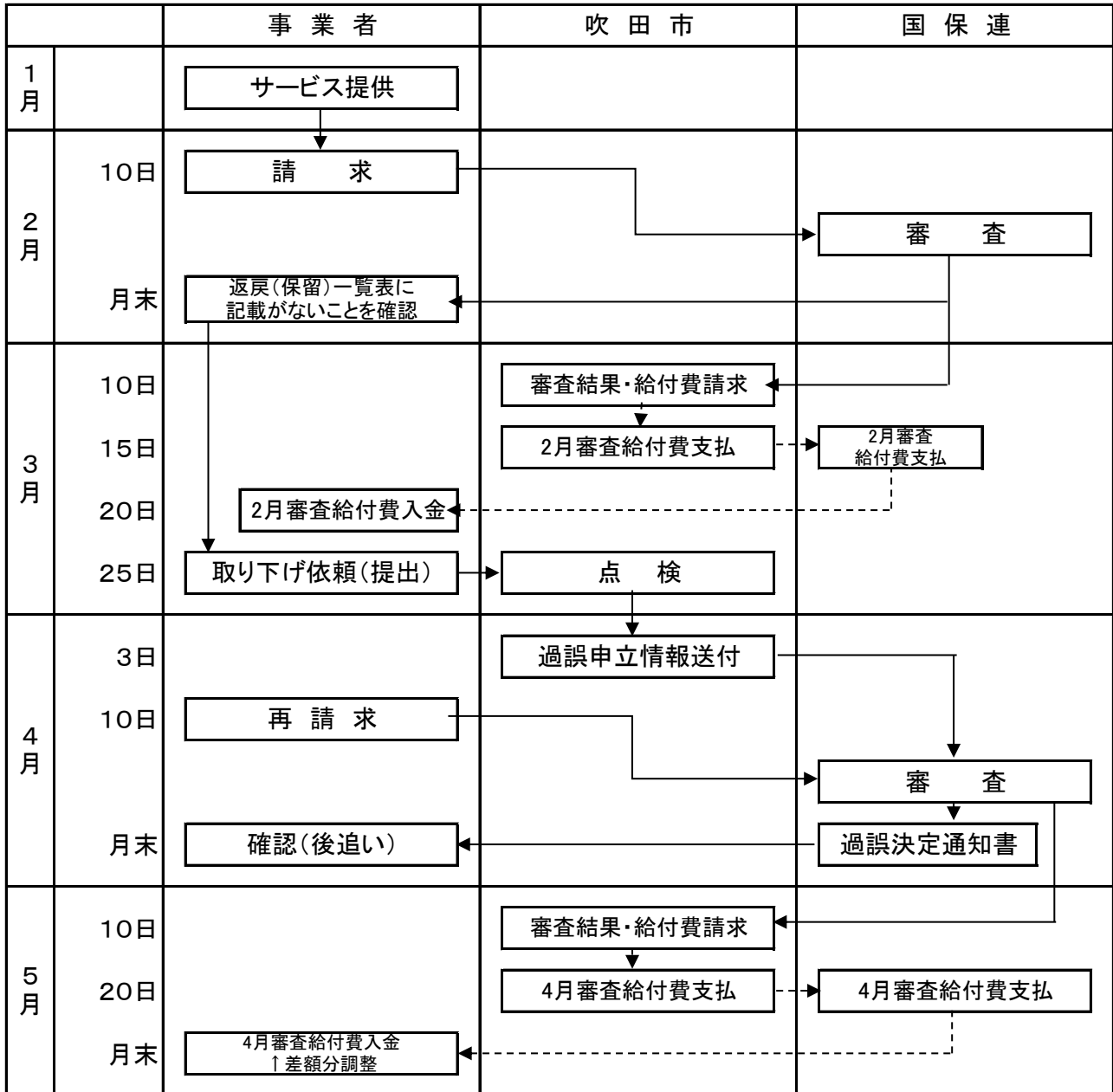


取り下げ・再請求の流れ(サービス提供～請求～取り下げ～再請求を最短で行う場合を仮定)

■ 同月過誤 ■

- ・同月過誤は、給付実績の取り下げと再請求を同一月内に行い、誤請求の差額のみ調整するものです。
- ・国保連合会から「過誤決定通知書」は届きません。
- ・取り下げと再請求を同一審査月内に行ってください。



※給付管理票の修正も行う必要があるときは、3/10締め切りの国保連請求時に給付管理票の修正を先に行っておくことが必要です。(できなかった時は以降の手続きも全て一月後にずらしてください。)